都市計画法（昭和43年法律第１００号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により高松広域都市計画道路を変更しようとするので、同法第21条第２項において準用する同法第17条第１項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

令和８年11月27日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

１　都市計画を変更する土地の区域

３・３・１４９号成合六条線

縦覧に供する図面表示のとおり

２　都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課

３　縦覧期間

令和８年11月27日から同年12月11日まで